

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2026年8月19日提出
【発行者名】	ニッセイアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大関 洋
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
【事務連絡者氏名】	茶木 健
【電話番号】	03 - 5533 - 4608
【届出の対象とした募集（売 出）内国投資信託受益証券に 係るファンドの名称】	ニッセイETF TOPIX（年4回決算型）
【届出の対象とした募集内国 投資信託受益証券の金額】	当初募集額 上限1,000億円相当の有価証券および金銭 継続募集額 上限10兆円
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

ニッセイＥＴＦ ＴＯＰＩＸ（年４回決算型）
（以下「ファンド」ということがあります）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託振替受益権です。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、「振替機関等」といいます）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます）。委託会社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

委託会社の依頼により信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

当初元本は、１口当たり1,500円です。

（３）【発行（売出）価額の総額】

当初申込期間：1,000億円に相当する有価証券および金銭を上限とします。
継続申込期間：10兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

当初申込期間：受益権１口当たり1,500円です。

継続申込期間：取得申込受付日の基準価額です。

基準価額は日々変動します。なお、便宜上100口当りに換算した価額で表示されます。

基準価額につきましては、販売会社または委託会社にお問合せください。

なお、販売会社につきましては、委託会社にお問合せください。委託会社へのお問合せ先は、後記「（８）申込取扱場所」をご参照ください。

（５）【申込手数料】

販売会社が独自に定める額とします。

○ 消費税および地方消費税に相当する金額がかかります。

詳しくは、販売会社にお問合せください。

（６）【申込単位】

１ユニット以上１ユニット単位とします。

・「ユニット」とは、受益権取得時に適用される現物株式のポートフォリオで、ファンドのベンチマークであるＴＯＰＩＸ（東証株価指数）（配当込み）の動きに連動すると委託会社が想定するものをいいます。

・委託会社は、取得申込受付日の３営業日前までに、取得申込受付日に適用されるユニットの銘柄および株数を決定し、販売会社に提示します。なお、取得申込みにかかる口数は、委託会社が定めるものとし、100口の整数倍とします。

（７）【申込期間】

当初申込期間：2026年9月4日

継続申込期間：2026年9月7日から2027年11月9日まで

○ 継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

申込取扱場所につきましては、以下にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター ０１２０-７６２-５０６

（９:００～１７:００ 土日祝日・年末年始を除く）

ホームページ <https://www.nam.co.jp/>

（９）【払込期日】

当初申込期間

取得申込者は、各販売会社が定める期日（詳しくは販売会社にお問合せください）までに、原則としてその保有する株式等を販売会社に引渡すものとします。

各販売会社が取得申込者から受付けた当初設定にかかる株式等は、販売会社によって、設定日（2026年9月7日）に受託会社の指定するファンド口座（受託会社が再信託している場合は、当該再信託受託会社の指定するファンド口座。以下同じ）に移管されます。株式等に金銭が含まれる場合、当該金銭は販売会社により設定日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込まれます。

継続申込期間

取得申込者は、各販売会社が定める期日（詳しくは販売会社にお問合せください）までに、原則としてその保有する株式等を販売会社に引渡すものとします。

各取得申込受付日の発行総額に相当する株式等は、販売会社によって、追加信託が行われる日に受託会社の指定するファンド口座（受託会社が再信託している場合は、当該再信託受託会社の指定するファンド口座。以下同じ）に移管されます。株式等に金銭が含まれる場合、当該金銭は販売会社により追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込まれます。

- 上記にかかわらず、販売会社における株式等の受渡しまたは支払いの債務を株式会社日本証券クリアリング機構（以下「清算機関」といいます）が負担する場合には、清算機関を通じて、受託会社の指定するファンド口座に移管または払込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

払込取扱場所は申込取扱場所と同じです。以下にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター ０１２０-７６２-５０６

（９:００～１７:００ 土日祝日・年末年始を除く）

ホームページ <https://www.nam.co.jp/>

（１１）【振替機関に関する事項】

振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

基本方針

ファンドは、信託財産の1口当りの純資産額の変動率をTOPIX（東証株価指数）（配当込み）の変動率に一致させることを目的として、同指数に採用されている銘柄（採用予定の銘柄を含みます）の株式を組入れることを基本方針とします。

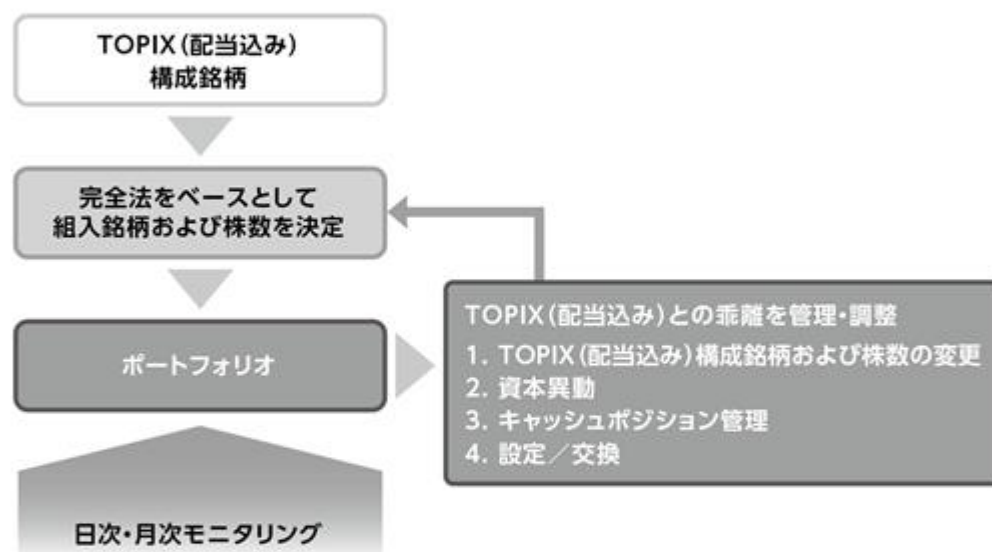
以下、「対象指数」または「ベンチマーク」ということがあります。

ファンドの特色

1 TOPIX(東証株価指数)(配当込み)の動きに連動する投資成果をめざします。

- 信託財産の1口当りの純資産額の変動率を対象指数の変動率に一致させる投資成果をめざし、対象指数に採用されている銘柄(採用予定の銘柄を含みます)の株式に対する投資として運用します。また、信託財産中に占める個別銘柄の株数の比率は、対象指数における個別銘柄の時価総額構成比率から算出される株数の比率程度を維持することを原則とします。

〈運用プロセス〉



- ・対象指数から除外された銘柄は、市場動向等を勘案し速やかに売却することを基本としますが、当該銘柄の流動性等によっては、速やかに売却できない場合があります。
- ・対象指数との連動を維持するため、信託財産の構成を調整するための指図を行うこと、および補完的に有価証券指数等先物取引等を利用することがあります。

〈TOPIXについて〉

TOPIX(東証株価指数)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により株式会社JPX総研が算出する株価指数です。

TOPIX(東証株価指数)の指数値および同指数にかかる標準または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標準または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。当ファンドは、JPXにより提供、保証または販売されるものではなく、当ファンドの設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。

〈基準価額と対象指数の連動性に関する留意点〉

ファンドは対象指数の動きに連動する投資成果をめざしますが、主に以下の理由から基準価額と当該指数との動きが完全に一致するものではありません。

- ・対象指数が加重平均であるため、個別銘柄の組入比率を当該指数構成銘柄の時価総額構成比率とまったく同一の比率とすることができないこと
- ・追加設定の一部が金銭にて行われた場合、および組入銘柄の配当金や権利処理等によって信託財産に現金が発生すること
- ・運用管理費用(信託報酬)等の管理費用および売買委託手数料等の取引コストを負担すること
- ・株式および株価指数先物取引の流動性が低下したとき、売買が想定通りに執行できないこと
- ・株価指数先物取引と対象指数の動きの不一致
- ・株式売買時の約定価格と基準価額の算出に使用する株価の不一致
- ・対象指数の算出に使用する株価と基準価額の算出に使用する株価の不一致
- ・対象指数の構成銘柄の入替えおよび対象指数の算出方法の変更による影響

2 取得申込み(追加設定)は、株式により行われます。

- 委託会社は、あらかじめ取得申込みに必要な株式の銘柄およびそれぞれの株数を指定します。
- 取得申込者はこれらの株式を拠出することで、引換えに受益権を取得することができます。
- 所定の条件に該当する場合を除き、金銭による取得申込みを行うことはできません。

3 受益権と引換えに株式を交付(交換)します。

- 一定口数以上の受益権を保有する受益者は、それに相当する信託財産に属する株式と交換することができます。
- 通常の投資信託における換金手続き(換金請求)は、当ファンドでは行うことはできません。

資金動向、市況動向等によっては、前述のような運用ができない場合があります。

追加信託の上限

2兆円に相当する有価証券および金銭とします。ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

ファンドの分類

追加型投信／国内／株式／ETF／インデックス型に属します。

- 課税上は特定株式投資信託として取扱われます。

ファンドの商品分類表・属性区分表は以下の通りです（該当区分を網掛け表示しています）。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	M M F	インデックス型
追加型	海外	債券	M R F	特殊型
	内外	不動産投信 その他資産 （ ） 資産複合	ETF	

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象 地域	対象 インデックス
株式		グローバル	
一般		日本	
大型株	年1回	北米	日経225
中小型株	年2回	欧州	
債券	年4回	アジア	
一般	年6回	オセアニア	TOPIX
公債	（隔月）	中南米	
社債	年12回	アフリカ	
その他債券	（毎月）	中近東 （中東）	その他 （ ）
クレジット属性 （ ）	日々	エマー ジング	
不動産投信	その他 （ ）		
その他資産 （ ）			
資産複合 （ ）			
資産配分固定型			
資産配分変更型			

商品分類表	
追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
国内	目論見書または約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
株式	目論見書または約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
E T F	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。
インデックス型	目論見書または約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
属性区分表	
株式（一般）	目論見書または約款において、主として株式に投資する旨の記載があるものをいう。
年4回	目論見書または約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
日本	目論見書または約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
T O P I X	目論見書または約款において、T O P I X（東証株価指数）の動きに連動することを目標に運用を行う旨の記載があるものをいう。

前記以外の商品分類および属性区分の定義については、

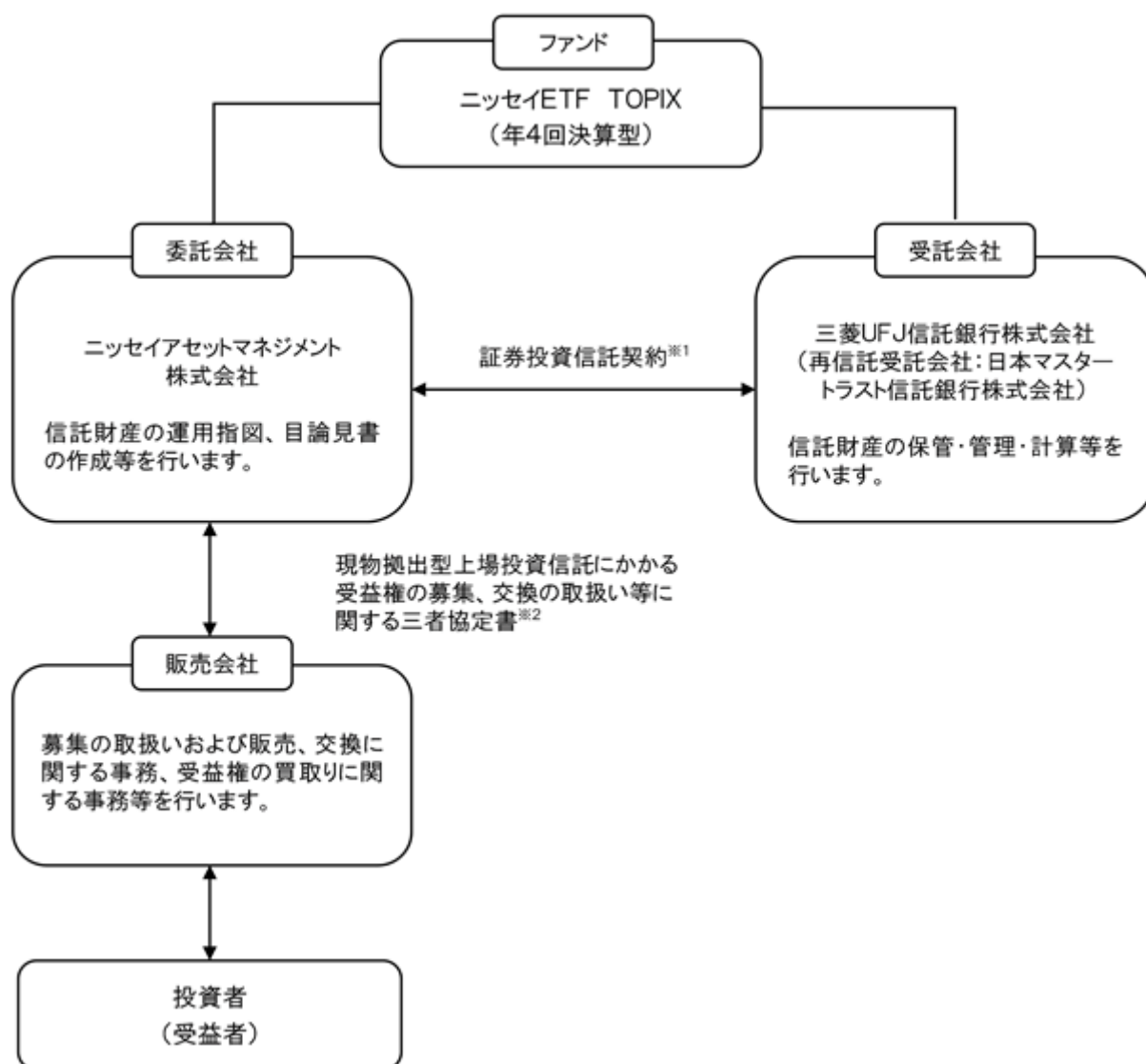
一般社団法人 資産運用業協会ホームページ（<https://www.imaj.or.jp/>）をご参照ください。

（２）【ファンドの沿革】

2026年9月7日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

2026年9月8日 受益権を東京証券取引所に上場（予定）

(3) 【ファンドの仕組み】



- 1 委託会社と受託会社との間で結ばれ、運用の基本方針、収益分配方法、受益権の内容等、ファンドの運用・管理について定めた契約です。この信託は、信託法（平成18年法律第108号）の適用を受けます。
- 2 委託会社（および受託会社）と販売会社との間で結ばれ、販売会社での募集の取扱いおよび販売、交換に関する事務、受益権の買取りに関する事務等の内容が定められています（同様の内容を規定する名称の異なる契約等も含みます。以下同じ）。

委託会社の概況（2026年5月末現在）

- ・金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第369号
- ・設立年月日：1995年4月4日
- ・資本金の額：100億円
- ・沿革
 - 1985年7月1日 ニッセイ・ピーオーティー投資顧問株式会社（後のニッセイ投資顧問株式会社）が設立され、投資顧問業務を開始しました。
 - 1995年4月4日 ニッセイ投信株式会社が設立され、同年4月27日、証券投資信託委託業務を開始しました。
 - 1998年7月1日 ニッセイ投信株式会社（存続会社）とニッセイ投資顧問株式会社（消滅会社）が合併し、ニッセイアセットマネジメント投信株式会社として投資一任業務ならびに証券投資信託委託業務の併営を開始しました。
 - 2000年5月8日 定款を変更し商号をニッセイアセットマネジメント株式会社としました。
- ・大株主の状況

名 称	住 所	保 有 株 数	比 率
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	108,448株	100%

2【投資方針】

（１）【投資方針】

ＴＯＰＩＸ（東証株価指数）（配当込み）に採用されている銘柄（採用予定の銘柄を含みます）の株式に対する投資を行い、信託財産の１口当りの純資産額の変動率をＴＯＰＩＸ（東証株価指数）（配当込み）の変動率に一致させることをめざします。

信託財産中に占める個別銘柄の株数の比率は、ＴＯＰＩＸ（東証株価指数）（配当込み）における個別銘柄の時価総額構成比率から算出される株数の比率程度を維持することを原則とします。なお、ＴＯＰＩＸ（東証株価指数）（配当込み）から除外された銘柄は、市場動向等を勘案し速やかに売却することを基本としますが、当該銘柄の流動性等によっては、速やかに売却できない場合があります。

ＴＯＰＩＸ（東証株価指数）（配当込み）との連動を維持するため、信託財産の構成を調整するための指図を行うこと（有価証券指数等先物取引等を利用することを含みます）があります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

a 主な投資対象

国内の金融商品取引所 上場株式のうち、ＴＯＰＩＸ（東証株価指数）（配当込み）に採用されている銘柄（採用予定の銘柄を含みます）の株式を主要投資対象とします。

金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。

b 約款に定める投資対象

投資の対象とする資産の種類

このファンドにおいて投資の対象とする資産（国内の通貨建表示のものに限ります）の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、後記「（５）投資制限 b 約款に定めるその他の投資制限 先物取引等」に定めるものに限りません）

ハ．約束手形

ニ．金銭債権

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

有価証券

主として次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除き、国内の通貨建表示のものに限ります）に投資します。

１．株券

２．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります）

金融商品

信託財産を前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます）により運用することができます。

１．預金

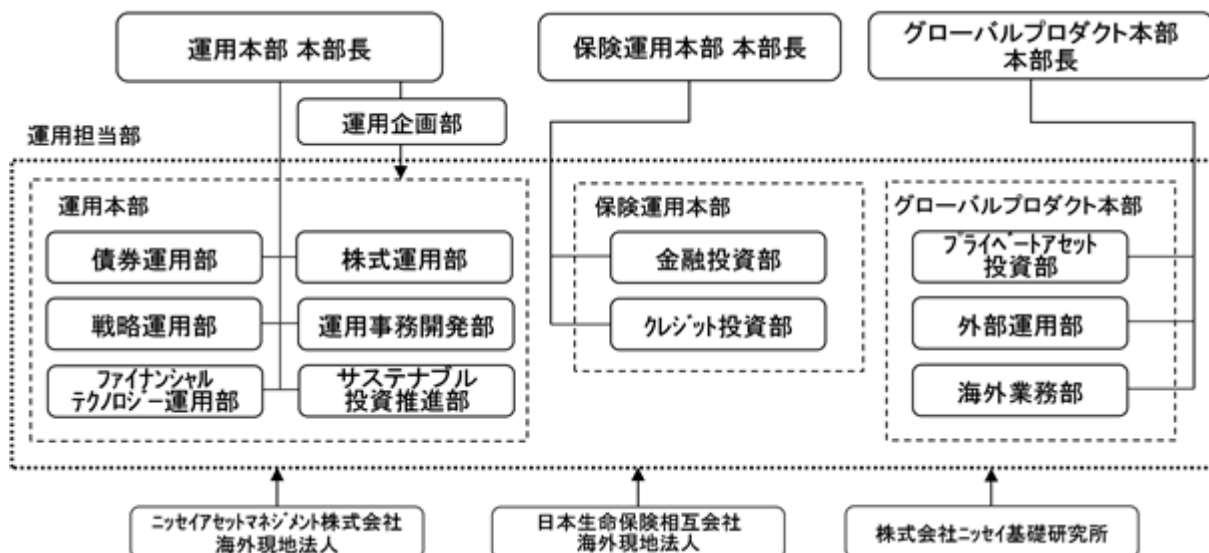
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます）

３．コール・ローン

４．手形割引市場において売買される手形

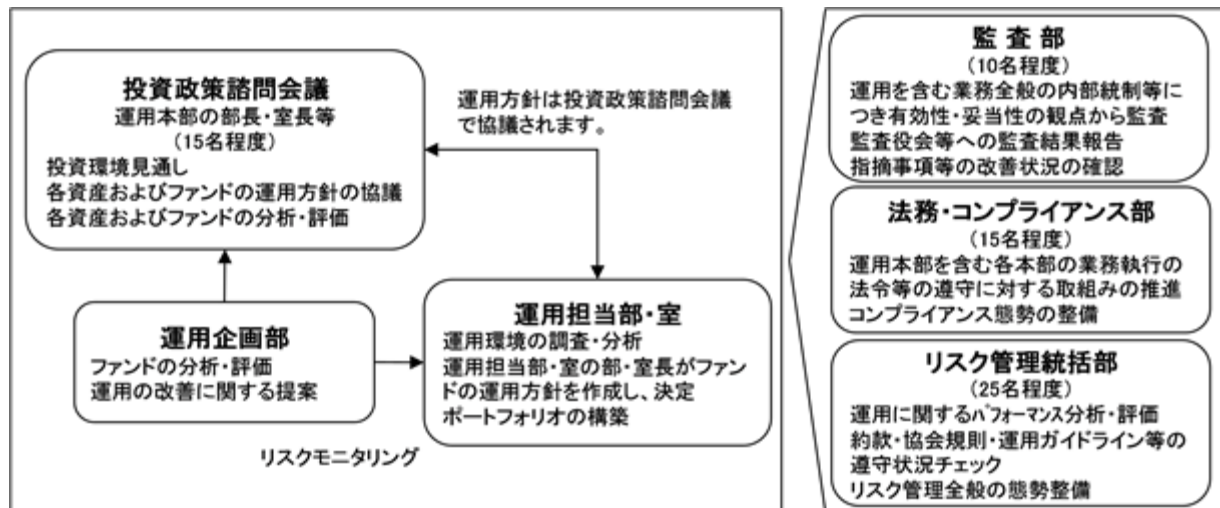
（３）【運用体制】

委託会社の組織体制



社内規程として、投資信託財産及び投資法人資産に係る運用業務規程およびポートフォリオ・マネジャー／アナリスト服務規程を定めています。また、各投資対象の適切な利用、リスク管理の推進を目的として、各投資対象の取扱いに関して規程を設けています。

内部管理体制および意思決定を監督する組織



< 受託会社に対する管理体制等 >

委託会社は、受託会社（再信託先も含む）に対して日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性について、監査人による報告書を定期的に受託会社より受取っています。

- 上記運用体制は、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

原則として以下の方針に基づき分配を行います。

1. 分配対象額の範囲・分配方針

ファンドから生じる配当等収益から経費を控除後、全額分配することを原則とします。ただし、分配金がゼロとなる場合もあります。売買益（評価益を含みます）が生じても、分配は行いません。

2. 留保益の運用方針

留保益（収益分配にあてず信託財産に留保した収益）については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

分配時期

年4回の毎決算時（原則として、2・5・8・11月の各9日）とします。

- 初回決算日は、2027年2月9日とします。

- 将来の分配金の支払いおよびその金額について、保証するものではありません。

(5) 【投資制限】

a 約款に定める主な投資制限

株式への投資割合には、制限を設けません。

委託会社が投資する株式は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式については、この限りではありません。

投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的および価格変動リスクを回避する目的のため、金融商品取引所における株価指数先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるもののうち、株価指数にかかるものをいいます。以下同じ）および株価指数オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるもののうち、株価指数にかかるものをいいます。以下同じ）を行うことができます。

信託財産を効率的に運用するため、信託財産に属する株式を貸付けることができます。株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

外貨建資産への投資は行いません。

デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます）は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

デリバティブ取引等について、一般社団法人資産運用業協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

b 約款に定めるその他の投資制限

投資する株式の範囲

1. 投資する株式は、国内の金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式については、この限りではありません。
2. 前記1.にかかわらず、上場予定の株式で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、投資することができます。

先物取引等

国内の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます）ならびに外国の金融商品取引所における国内の有価証券にかかるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします。

株式の貸付けおよび範囲

1. 信託財産を効率的に運用するため、信託財産に属する株式を貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えない範囲内で貸付けることができます。
2. 前記1.に定める限度額を超えることとなった場合には、速やかにその超える額に相当する契約の一部を解約するものとします。
3. 株式の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れを行うものとします。

c 法令に定める投資制限

デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するデリバティブ取引をいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます）を行い、または継続することを内容とした運用を行わないものとします。

信用リスク集中回避（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の2）

信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを内容とした運用を行わないものとします。

同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社が指図を行うすべてのファンドで、同一法人の発行する株式の過半数の議決権を取得するような運用を行わないものとします。

3【投資リスク】

ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。また、信託財産の1口当りの純資産額の変動率をTOPIX（東証株価指数）（配当込み）の変動率に一致させることを目標に運用しますので、TOPIX（東証株価指数）（配当込み）の動きにより基準価額は変動します。したがって、投資元本を割込むことがあります。

ファンドは、預貯金とは異なり、投資元本および利回りの保証はありません。運用成果（損益）はすべて投資者の皆様のもとなりますので、ファンドのリスクを十分にご認識ください。

ファンドは、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金による支払いの対象にはなりません。

ファンドのお取引に関しては、クーリング・オフ（金融商品取引法第37条の6の規定）の適用はありません。

（１）投資リスクおよび留意事項

ファンドが有する主なリスクおよび留意事項は以下の通りです。

・株式投資リスク

株式は国内および国際的な景気、経済、社会情勢の変化等の影響を受け、また業績悪化（倒産に至る場合も含む）等により、価格が下落することがあります。

・流動性リスク

市場規模が小さいまたは取引量が少ない場合、市場実勢から予期される時期または価格で取引が行えず、損失を被る可能性があります。

・繰上償還に関する留意点

次のいずれかに該当する場合は、ファンドを繰上償還します。

- ・受益権が上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合
- ・TOPIX（東証株価指数）（配当込み）が廃止された場合
- ・TOPIX（東証株価指数）（配当込み）の計算方法の変更等にもなって、委託会社または受託会社が必要と認めたファンドの約款の変更が受益者による書面決議により否決された場合

・有価証券取引等における取引相手に関する留意点

有価証券への投資等のファンドにかかる取引においては、その取引相手の業績悪化（倒産に至る場合も含む）等の影響により、あらかじめ定められた条件で取引が履行されないこと（債務不履行）が生じる可能性があります。

・基準価額と対象指数の連動性に関する留意点

ファンドは対象指数の動きに連動する投資成果をめざしますが、主に以下の理由から基準価額と当該指数との動きが完全に一致するものではありません。

- ・対象指数が加重平均であるため、個別銘柄の組入比率を当該指数構成銘柄の時価総額構成比率とまったく同一の比率とすることができないこと
- ・追加設定の一部が金銭にて行われた場合、および組入銘柄の配当金や権利処理等によって信託財産に現金が発生すること
- ・運用管理費用（信託報酬）等の管理費用および売買委託手数料等の取引コストを負担すること
- ・株式および株価指数先物取引の流動性が低下したとき、売買が想定通りに執行できないこと
- ・株価指数先物取引と対象指数の動きの不一致
- ・株式売買時の約定価格と基準価額の算出に使用する株価の不一致
- ・対象指数の算出に使用する株価と基準価額の算出に使用する株価の不一致
- ・対象指数の構成銘柄の入替えおよび対象指数の算出方法の変更による影響

・基準価額に関する留意点

ファンドは、金融商品取引所に上場し同取引所で取引されますが、その取引価格は、同取引所における需給関係等を反映して決まります。したがって、ファンドの基準価額と取引価格は必ずしも一致するものではありません。

・短期金融資産の運用に関する留意点

コール・ローン等の短期金融資産で運用する場合、発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により損失を被ることがあります。

・委託会社等による当ファンド等の信託財産の保有に関する留意点

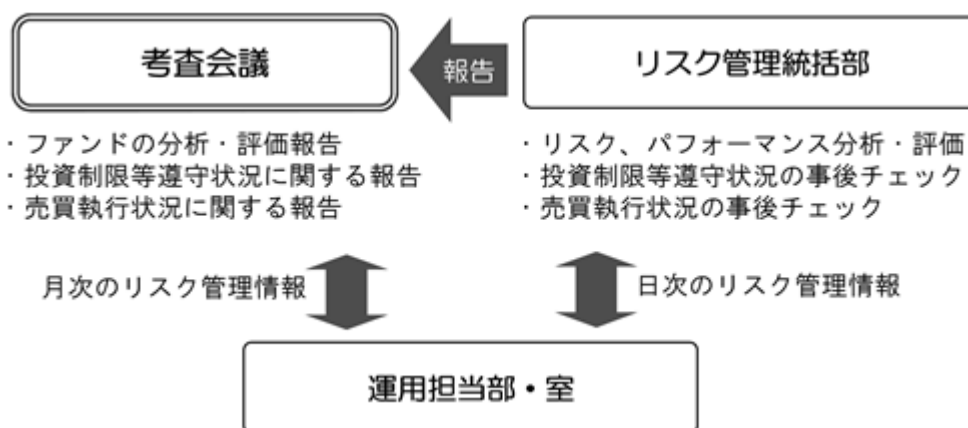
ファンドの信託財産の一部は、委託会社の資金により設定されることがあります。その場合、当該信託財産は、委託会社により換金されることがあります。

・流動性に関する留意点

ファンドは、多量の換金の申込みが発生し換金代金を短期間で手当てする必要がある場合や組入資産の主たる取引市場において市場環境が急変した場合等には、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引ができないリスク、取引量が限定されるリスク等が顕在します。

これらにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金の申込みの受付けを中止する、また既に受付けた換金の申込みの受付けを取消しする可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性などがあります。

（２）投資リスク管理体制



１．リスク管理統括部が、以下の通り管理を行います。

- ・運用状況をモニタリングし、リスク、パフォーマンスの分析・評価、ファンドの投資制限等遵守状況の事後チェックを行います。また、その情報を運用担当部・室に日々連絡するとともに、月次の考査会議で報告します。
- ・売買執行状況の事後チェックを行います。また、その情報を必要に応じて運用担当部・室に連絡するとともに、月次の考査会議で報告します。

２．運用担当部・室は上記の連絡・報告を受けて、必要に応じてポートフォリオの改善を行います。

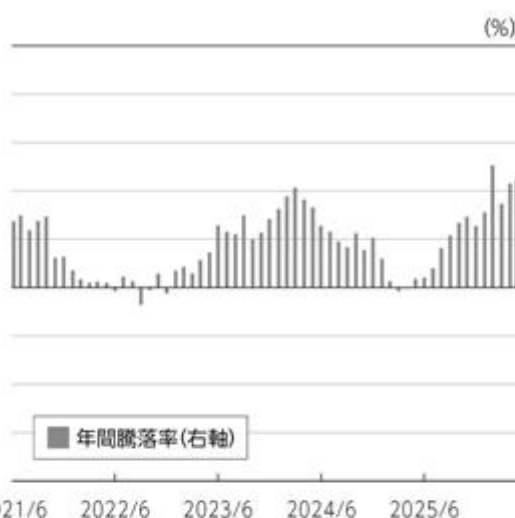
- 上記投資リスク管理体制は、今後変更となる場合があります。

<流動性リスクに関する管理体制>

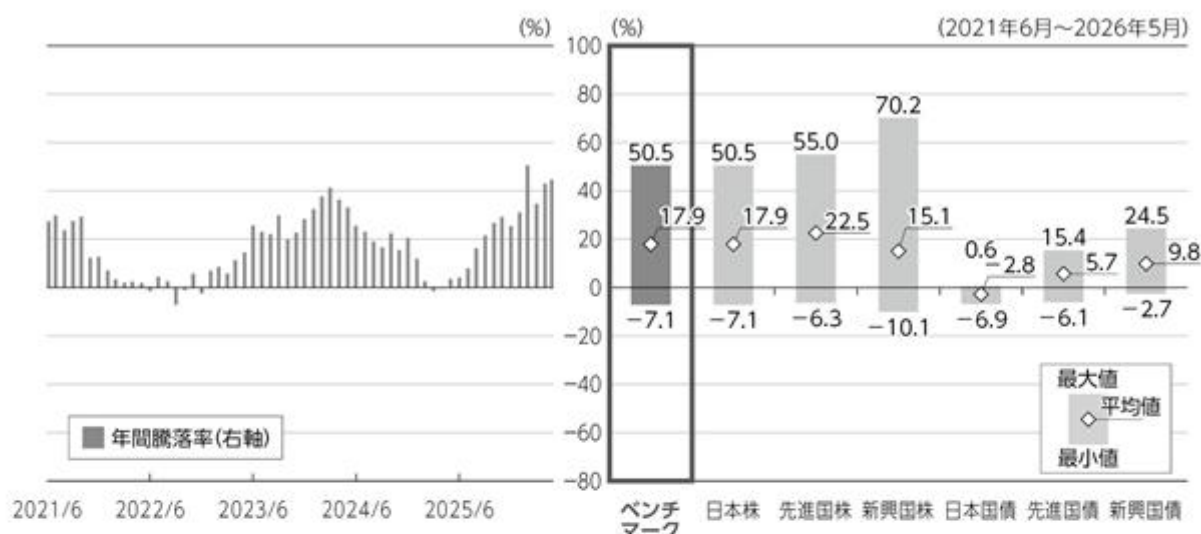
委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行っています。そして取締役会等においては、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢などを監督しています。

(参考情報) 投資リスクに関する参考情報として、ファンドのリスクの定量的な把握・比較を目的に下記のグラフを作成しています。

①ベンチマークの年間騰落率



②ベンチマークと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



ファンドは2026年9月7日から運用を開始する予定のため記載できるデータはありません。グラフにおいては、参考としてファンドの騰落率に代えファンドのベンチマーク(TOPIX(東証株価指数)(配当込み))の騰落率を記載しており、ファンドの運用実績ではありません。なお、グラフは以下に記載の基準で作成しています。

- ・ベンチマークおよび代表的な資産クラスの年間騰落率は、各月末における直近1年間の騰落率です。
- ・グラフ①は、過去5年間のベンチマークの実績です。グラフ②は、過去5年間ににおけるベンチマークおよび代表的な資産クラスの年間騰落率の最大値・最小値・平均値について表示しています。

<代表的な資産クラスにおける各資産クラスの指数>

- 日本株 … TOPIX(東証株価指数)(配当込み)
- 先進国株 … MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)
- 新興国株 … MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 日本国債 … NOMURA-BPI 国債
- 先進国債 … FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
- 新興国債 … JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)
- ・すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- ・海外の指数は、「為替ヘッジなし(対円)」の指数を採用しています。

⚠ 前記グラフは過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆、保証するものではありません。

- ・TOPIX(東証株価指数)の指数値および同指数にかかる標準または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標準または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
- ・MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc. が公表している指数です。同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- ・MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc. が公表している指数です。同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- ・NOMURA-BPI 国債とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表している指数で、その知的財産は同社に帰属します。なお、同社は、当ファンドの運用成果等に関し、一切責任を負いません。
- ・FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
- ・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドは、JPモルガン社が算出する債券インデックスであり、その著作権および知的所有権は同社に帰属します。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

販売会社が独自に定める額とします。

- 消費税および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」ということがあります）がかかります。

前記についての詳細は、販売会社にお問合せください。なお、販売会社につきましては、以下にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506

（9:00～17:00 土日祝日・年末年始を除く）

ホームページ <https://www.nam.co.jp/>

（２）【換金（解約）手数料】

受益権の交換手数料および買取手数料は、販売会社が独自に定める額とします。

- 消費税等相当額がかかります。

前記についての詳細は、販売会社にお問合せください。なお、販売会社につきましては、以下にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506

（9:00～17:00 土日祝日・年末年始を除く）

ホームページ <https://www.nam.co.jp/>

（３）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.066%（税抜0.06%）の率をかけた額とし、その配分は次の通りです。

信託報酬の配分（年率・税抜）	
委託会社	受託会社
0.04%	0.02%

・表に記載の料率には、別途消費税等相当額がかかります。

<株式の貸付けを行った場合>

信託財産に属する株式の貸付けを行った場合には、品賃料（貸付株式から発生する配当金相当額等を含まないものとします）がファンドの収益として計上されます。

その収益の一部を委託会社と受託会社が受取り、品賃料に55%（税抜50%）以内の率をかけた額が上記の信託報酬に追加されます。ただし、株式の貸付けにあたって担保として現金を受入れた場合には、当該品賃料に、当該現金の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付けの相手方に支払う当該現金に対する利息額を控除して得た額（当該額が負数のときはゼロとします）に55%（税抜50%）以内の率をかけた額とします。

なお、委託会社と受託会社の配分割合は1：1となります。

前記の信託報酬については、毎計算期末および信託終了のときに信託財産中から支払います。

（４）【その他の手数料等】

証券取引の手数料等

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および税金等は、信託財産中から支払います。この他に、先物取引・オプション取引等に要する費用についても信託財産中から支払います。

監査費用

ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.0022%（税抜0.002%）の率をかけた額とし、信託財産中から支払います。

信託事務の諸費用

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払います。

信託財産留保額

ありません。

ＴＯＰＩＸ（東証株価指数）（配当込み）の商標使用料

ＴＯＰＩＸ（東証株価指数）（配当込み）にかかる商標（これに類する商標を含みます）の使用料は毎日、信託財産の純資産総額に最大で年0.033％（税抜0.03％）の率をかけた額（年間165万円（税抜150万円）を下回る場合は、165万円（税抜150万円））とし、信託財産中から支払います。

受益権の上場にかかる費用

受益権の上場にかかる次の費用は、信託財産中から支払います。

- ・ 上場審査料：55万円（税抜50万円）
 - ・ 新規上場料：新規上場時の信託財産の純資産総額に対して、0.00825％（税抜0.0075％）
 - ・ 年間上場料：毎年末の信託財産の純資産総額に対して、最大0.00825％（税抜0.0075％）
 - ・ 追加上場料：追加上場時の増加額（毎年末の信託財産の純資産総額について、新規上場時および新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のもののからの増加額）に対して、0.00825％（税抜0.0075％）
- 上記の および の費用は、運用状況等により変動するため、事前に当該費用の金額、その上限額、計算方法を記載することはできません。また、「４ 手数料等及び税金」に記載している費用と税金の合計額、その上限額、計算方法についても、運用状況および保有期間等により異なるため、事前に記載することはできません。
- なお、上記の料率・金額は有価証券届出書提出日現在のものであります。

<ご参考>

「４ 手数料等及び税金」の「（１）申込手数料」から「（４）その他の手数料等」までに記載の主な手数料において、当該手数料を対価とする役務の内容・収受先等は次の通りです。

申込手数料	投資者のファンドの取得時に、販売会社からの商品・投資環境の説明および情報提供、ならびに販売会社における当該取得にかかる事務手続き等の対価として販売会社が収受
交換（買取）手数料	受益者の交換（買取）時に交換（買取）にかかる事務手続き等の対価として販売会社が収受
信託報酬のうち「委託会社」の報酬	ファンドの運用、法定書類等の作成、基準価額の算出等の対価として委託会社が収受
信託報酬のうち「受託会社」の報酬	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等の対価として受託会社が収受
証券取引の手数料	有価証券等の売買・取引の際に仲介人に支払う手数料
監査費用	ＥＴＦは、外部の監査法人等によるファンドの会計監査が義務付けられているため、当該監査にかかる監査法人等に支払う費用

（５）【課税上の取扱い】

個人の課税の取扱い

１．受益権の売却時

売却時の差益（譲渡益）については、譲渡所得として20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率で申告分離課税の対象となり確定申告を行う必要があります。ただし、源泉徴収選択口座（特定口座）を選択した場合、申告不要制度が適用されます。

売却価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額も含まれます）を控除した利益。

２．収益分配金の受取り時

収益分配金は配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率で源泉徴収され申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除の適用があります）または申告分離課税を選択することもできます。

外国税額控除の適用となった場合には、当該分配時の税額が異なる場合があります。

３．受益権と現物株式との交換時

受益権と現物株式との交換についても受益権の譲渡として、上記１．と同様の取扱いとなります。

- 確定申告等により、売却時および交換時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます）の利子所得（申告分離課税を選択した場合に限ります）等との損益通算が可能です。また、売却時および交換時の差益（譲渡益）、収益分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択した場合に限ります）等については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

<少額投資非課税制度について>

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」は少額上場株式等に関する非課税制度であり、NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入したETFなどから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方となります。なお、収益分配金の受取方法によっては非課税とならない場合があります。

対象は税法上の要件を満たしたファンドを購入した場合に限られ、当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象となります。ただし、販売会社により取扱いが異なる場合があります。

詳しくは、販売会社にお問合せください。

法人の課税の取扱い

１．受益権の売却時

通常の株式の売却時と同様に、受益権の取得価額と売却価額との差額について、他の法人所得と合算して課税されます。

２．収益分配金の受取り時

収益分配金は配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率で源泉徴収されます。益金不算入制度の適用があります。

外国税額控除の適用となった場合には、当該分配時の税額が異なる場合があります。

３．受益権と現物株式との交換時

受益権と現物株式との交換についても受益権の譲渡として、上記１．と同様の取扱いとなります。

税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。
課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めします。

5 【運用状況】

ファンドは2026年9月7日から運用を開始する予定のため、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

（１）【投資状況】

該当事項はありません。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

該当事項はありません。

【分配の推移】

該当事項はありません。

【収益率の推移】

該当事項はありません。

（４）【設定及び解約の実績】

該当事項はありません。

< 参考情報 >

● 基準価額・純資産の推移

ファンドは、2026年9月7日から運用を開始する予定のため、該当事項はありません。

● 分配の推移

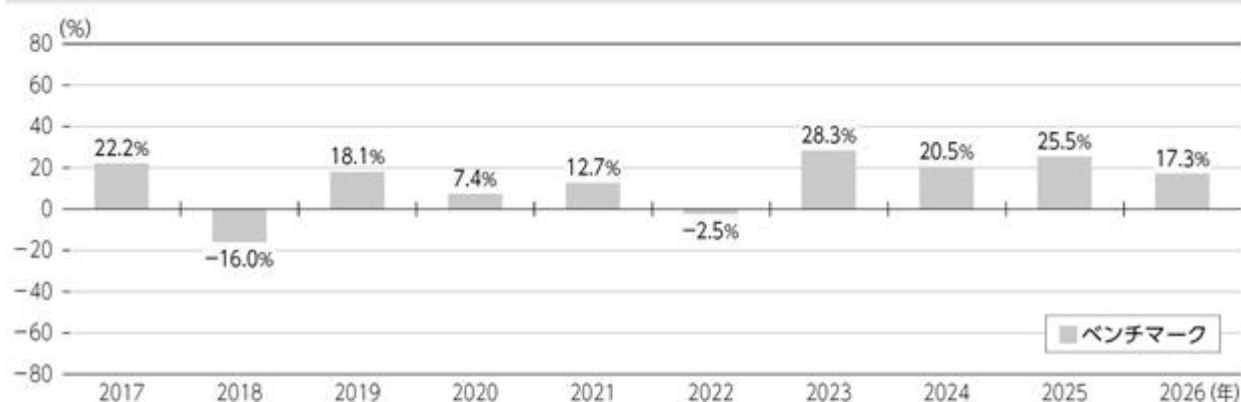
ファンドは、2026年9月7日から運用を開始する予定のため、該当事項はありません。

● 主要な資産の状況

ファンドは、2026年9月7日から運用を開始する予定のため、該当事項はありません。

● 年間収益率の推移

ファンドは、2026年9月7日から運用を開始する予定のため、該当事項はありません。
以下は、ファンドのベンチマークであるTOPIX（東証株価指数）（配当込み）の年間収益率です。



・2026年は年始から5月末までの収益率です。

・ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

■ ファンドの運用実績については、委託会社のホームページ等で開示される場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

申込受付

当初申込期間においては、原則として毎営業日に販売会社の定める時間まで申込みの受付を行います。

継続申込期間においては、販売会社において、原則として毎営業日に申込みの受付を行います。ただし、申込日が次のいずれかに該当する場合は、原則として申込みの受付を行いません。なお、次の . から . に該当する場合であっても、委託会社の判断により申込みを受けることがあります。

- . 対象指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して2営業日以内
- . 対象指数の銘柄変更実施日および銘柄株数変更実施日の各々2営業日前から起算して4営業日以内
- . ファンドの決算日の3営業日前から起算して3営業日以内（ただし、決算日が休業日の場合は、当該決算日の4営業日前から起算して4営業日以内）
- . ファンドが償還となる場合において、償還日の直前5営業日間
- . 上記 . から . のほか、委託会社が、運用の基本方針にそった運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

原則として午後4時までに販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。ただし、当該時刻は販売会社によって異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にご確認ください。

金融商品取引所の取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、申込みの受付を中止することおよび既に受付けた申込みの受付を取消することがあります。

申込単位

1ユニット以上1ユニット単位とします。

- ・「ユニット」とは、受益権取得時に適用される現物株式のポートフォリオで、対象指数の動きに連動すると委託会社が想定するものをいいます。

申込価額（発行価額）

当初申込期間：受益権1口当り1,500円とします。

継続申込期間：取得申込受付日の基準価額とします。

申込方法

受益権の取得は、原則として委託会社が事前に提示する現物株式のポートフォリオによる設定に限定します。

委託会社は、取得申込受付日の3営業日前までに、取得申込受付日に適用されるユニットの銘柄および株数を決定し、販売会社に提示します。なお、取得申込みにかかる口数は、委託会社が定めるものとし、100口の整数倍とします。

現物株式のポートフォリオの評価額が、取得申込口数に取得申込受付日の基準価額をかけた額に満たない場合は、その差額に相当する金銭を支払うものとします。

取得申込者は、申込みをされた販売会社が定める期日まで、原則として取得申込みのユニット数に応じた現物株式のポートフォリオおよび金銭（以下「現物株式のポートフォリオ等」といいます）を販売会社に引渡すものとします。

- 取得申込者が対象指数の構成銘柄である株式の発行会社またはその子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいい、当該発行会社またはその子会社を以下「発行会社等」といいます）である場合には、原則として取得申込みにかかる当該発行会社の株式の個別銘柄時価総額に相当する金額（当該個別銘柄時価総額に、当該株式を信託財産において取得するために必要な経費に相当する金額として、当該個別銘柄時価総額に委託会社が別に定める率をかけた額を加算した金額とします）を当該株式に代えて金銭をもって取得することができるものとします。この場合の個別銘柄時価総額は、前記 . の基準価額の計算日における当該発行会社の株式の金融商品取引所の終値（終値のないものについてはそれに準ずる価額とします）に当該取得申込みにかかる有価証券に含まれる当該発行会社の株数をかけた金額とします。

この場合、取得申込者は、販売会社を通じてその旨を委託会社に通知するものとします。この通知が取得申込みの際に行われなかった場合において、そのことによって信託財産その他に損害が生じた場合には、販売会社がすべての責を負うものとします。

申込手数料

販売会社が独自に定める額とします。

- 消費税等相当額がかかります。

その他

1. ファンドの取得申込者は、販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みにかかる現物株式のポートフォリオ等の受渡しまたは支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。また、別に定める金融商品取引清算機関（金融商品取引法第2条第29項に規定する金融商品取引清算機関とし、以下「清算機関」といいます）の業務方法書（以下「業務方法書」といいます）に定めるところにより、取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みにかかる現物株式のポートフォリオ等の委託会社への受渡しまたは支払いの債務の負担を清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合には、振替機関等における当該清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行われ、取得申込者が自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、当該清算機関と販売会社（販売会社による清算機関への債務の負担の申込みにおいて、当該販売会社の委託を受けて金融商品取引法第2条第27項に定める有価証券等清算取次ぎが行われる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行う金融商品取引業者または登録金融機関を含みます）との間で振替機関等を介して行われます。別に定める金融商品取引清算機関は、株式会社日本証券クリアリング機構とします。
2. 委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託にかかる現物株式のポートフォリオ等について受入れまたは振替済みの通知を受けた場合には、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。ただし、業務方法書に定めるところにより、当該現物株式のポートフォリオ等の委託会社への受渡しまたは支払いの債務を清算機関が負担する場合には、受託会社は、委託会社の指図に基づき、当該現物株式のポートフォリオ等についての受入れまたは振替済みの通知にかかわらず、振替機関に対し当該受益権にかかる信託が行われた旨を通知するものとします。
3. 申込手続きの詳細については、販売会社にお問合せください。なお、販売会社については、委託会社にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506

（9:00～17:00 土日祝日・年末年始を除く）

ホームページ <https://www.nam.co.jp/>

2【換金（解約）手続等】

< 解約 >

受益者は、自己に帰属する受益権（後記「3 資産管理等の概要（5）その他 反対者の買取請求権」に基づき受託会社を買取った受益権を除きます）につき、信託期間中において、ファンドの一部解約の実行を請求することはできません。

< 交換 >

交換受付

販売会社において、原則として毎営業日に交換の受付けを行います。ただし、交換申込日が次のいずれかに該当する場合は、原則として交換の受付けを行いません。なお、次の . から . に該当する場合であっても、委託会社の判断により交換を受付けることがあります。

- . 対象指数の銘柄変更実施日および銘柄株数変更実施日の各々 2 営業日前から起算して 4 営業日以内
- . ファンドの決算日の 3 営業日前から起算して 3 営業日以内（ただし、決算日が休業日の場合は、当該決算日の 4 営業日前から起算して 4 営業日以内）
- . ファンドが償還となる場合において、償還日の直前 5 営業日間
- . 上記 . から . のほか、委託会社が、運用の基本方針にそった運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

原則として午後 4 時までに販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。ただし、当該時刻は販売会社によって異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にご確認ください。

金融商品取引所の取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、交換の受付けを中止することおよび既に受付けた交換の受付けを取消すことがあります。

また、委託会社は、約款に定める運用の基本方針にそった運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合には、大口の交換の申込みに制限を設ける場合があります。

交換単位

委託会社が定める一定口数の整数倍とします。

交換価額

交換請求受付日の基準価額とします。

交換方法

委託会社は、交換に際し、信託財産に属する有価証券の評価額をもって、それに相当する口数の受益権と交換するものとします。

受益者への交換有価証券の交付に際しては、交換請求受付日から起算して、原則として 3 営業日目から振替機関等の口座に交換請求を行った受益者にかかる有価証券の増加の記載または記録が行われます。

- 交換請求を行った受益者が対象指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合には、原則として、委託会社は、当該交換請求にかかる受益権の口数から当該発行会社の株式の個別銘柄時価総額に相当する金額（当該個別銘柄時価総額から、当該株式の売却および当該売却代金により信託財産中の株式の銘柄およびその数量を変更するための取引にかかる経費に相当する金額として、当該個別銘柄時価総額に委託会社が別に定める率をかけた額を差引いた金額とします）に相当する口数を除いた口数の受益権と、当該交換請求にかかる受益権の信託財産に対する持分に相当する有価証券（当該発行会社の株式を除きます）を交換するよう受託会社に指図するものとします。この場合の個別銘柄時価総額は、前記 . の基準価額の計算日における当該発行会社の株式の金融商品取引所の終値（終値のないものについてはそれに準ずる価額とします）に当該交換請求にかかる有価証券に含まれる当該発行会社の株数をかけた金額とします。なお、委託会社は、交換後速やかに信託財産に属する当該発行会社の株式を売却するよう指図するものとします。

この場合、当該交換請求を行う受益者は、販売会社を通じてその旨を委託会社に通知するものとします。この通知が交換請求の際に行われなかった場合において、そのことによって信託財産その他に損害が生じた場合には、販売会社がすべての責を負うものとします。

交換手数料

販売会社が独自に定める額とします。

- 消費税等相当額がかかります。

信託財産留保額

ありません。

その他

- 1．受益者が交換請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行います。販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消にかかる手続きを行うものとします。なお、清算機関の業務方法書に定めるところにより、当該販売会社が、振替受益権の委託会社への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合には、当該清算機関が振替受益権の抹消にかかる手続きを行います。当該抹消にかかる手続きおよび交換有価証券にかかる振替の請求が行われた後に、振替機関は、当該交換にかかる受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に交換の請求を行った受益者にかかる当該口数の減少の記載または記録が行われます。委託会社は、交換請求受付日の翌営業日以降、交換によって抹消されることとなる振替受益権と同口数の受益権を失効したものとして取扱うこととし、受託会社は、当該受益権にかかる振替受益権が交換有価証券の振替日に抹消済みであることを確認するものとします。
- 2．受託会社は、交換のための振替受益権の抹消にかかる手続きが行われたことを確認した場合に、委託会社の指図にしたがい、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換有価証券にかかる振替の請求等を行うものとします。ただし、清算機関の業務方法書に定めるところにより、交換の請求を受付けた販売会社が、振替受益権の委託会社への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合には、受託会社は、当該手続きにかかわらず、委託会社の指図にしたがい、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換有価証券にかかる振替の請求を行うものとします。
- 3．交換請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該中止以前に行った当日の交換請求を撤回することができます。ただし、受益者が交換請求を撤回しない場合には、当該受益権の交換価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に交換請求を受付けたものとして前記の規定に準じて算出した価額とします。
- 4．交換手続きの詳細については、販売会社にお問合せください。なお、販売会社については、委託会社にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506

（9:00～17:00 土日祝日・年末年始を除く）

ホームページ <https://www.nam.co.jp/>

< 受益権の買取り >

買取受付

販売会社は、次のいずれかに該当する場合で受益者の請求があるときは、その受益権を買取ります。ただし、 の場合の請求は、ファンドの償還日の2営業日前までとします。

・ 交換により取引所売買単位未満の振替受益権が生じた場合

・ 受益権が上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合

原則として午後4時までに販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。ただし、当該時刻は販売会社によって異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にご確認ください。

金融商品取引所の取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、販売会社は委託会社との協議に基づいて受益権の買取りを停止することおよび既に受付けた受益権の買取りを取消すことがあります。

買取価額

買取請求受付日の基準価額とします。

買取手数料

販売会社が独自に定める額とします。

- 消費税等相当額がかかります。

その他

- 1．受益権の買取りが停止された場合には、受益者は当該停止以前に行った当日の買取請求を撤回することができます。ただし、受益者が買取請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、当該受付停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取請求を受付けたものとして前記の規定に準じて算出した価額とします。
- 2．詳細については、販売会社にお問合せください。なお、販売会社については、委託会社にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506

（9:00～17:00 土日祝日・年末年始を除く）

ホームページ <https://www.nam.co.jp/>

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を差引いた金額（「純資産総額」といいます）を計算日の受益権総口数で割った金額をいいます。

ファンドの主な投資資産の評価方法の概要は以下の通りです。

主な投資資産	評価方法の概要
国内株式	金融商品取引所における計算日の最終相場で評価します。
国内の取引所に上場されている先物取引	金融商品取引所の発表する計算日の清算値段等で評価します。

外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます）の円換算については、原則として国内における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

予約為替の評価は、原則として国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は、原則として委託会社の毎営業日に計算されます。なお、当ファンドの基準価額は便宜上、100口当りに換算した価額で表示されます。

基準価額につきましては、販売会社または委託会社にお問合せください。

なお、委託会社へは以下にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506

（9:00～17:00 土日祝日・年末年始を除く）

ホームページ <https://www.nam.co.jp/>

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

無期限です。

（４）【計算期間】

毎年2月10日から5月9日まで、5月10日から8月9日まで、8月10日から11月9日まで、および11月10日から翌年2月9日までとします。ただし、第1計算期間は、2026年9月7日から2027年2月9日までとします。

なお、最終計算期間の終了日はファンドの償還日とします。

（５）【その他】

繰上償還

1．委託会社は、下記のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、ファンドを終了させます。この場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

・受益権が上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合

・ＴＯＰＩＸ（東証株価指数）（配当込み）が廃止された場合

・ＴＯＰＩＸ（東証株価指数）（配当込み）の計算方法の変更等にもなって、委託会社または受託会社が必要と認めたファンドの約款の変更が受益者による書面決議により否決された場合

なお、．に該当することとなった場合には、委託会社は、その廃止された日にファンドを終了するための手続きを開始するものとします。

2．委託会社は、信託期間中において、下記の理由により、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、ファンドを終了させることができます。この場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

・2029年9月8日以降に、受益権の口数が200万口を下回っている場合

- ・この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき
 - ・やむを得ない事情が発生したとき
- 3．委託会社は、前記2．により解約するときには、書面による決議（以下「書面決議」といいます）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までにこの信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- 4．前記3．の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下当該4．において同じ）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- 5．前記3．の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- 6．前記3．から5．までの規定は、前記1．の規定に基づき信託契約を解約するとき、あるいは委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記3．から5．までに規定するこの信託契約の解約の手続きを行うことが困難な場合には適用しません。
- 7．委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、この信託契約を解約しファンドを終了させます。
- 8．委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの信託契約を解約し、ファンドを終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、ファンドは、後記「 約款の変更等 2. 」の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- 9．受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記「 約款の変更等 」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、ファンドを終了させます。
- 約款の変更等
- 1．委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、約款は当該「 約款の変更等 」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- 2．委託会社は、前記1．の事項（前記1．の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合の事項にあってはその併合が受益者の利益におよぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- 3．前記2．の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下当該3．において同じ）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議に賛成するものとみなします。
- 4．前記2．の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- 5．書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

- 6．前記2．から5．までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- 7．前記1．から6．までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
- 8．委託会社は、監督官庁の命令に基づいて約款を変更しようとするときは、前記1．から7．までの規定にしたがいます。

反対者の買取請求権

前記「繰上償還」に規定する信託契約の解約または前記「約款の変更等」に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権の買取りを請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続きに関する事項は、前記「繰上償還3．」または「約款の変更等2．」に規定する書面に付記します。

公告

電子公告により行い、委託会社のホームページ（<https://www.nam.co.jp/>）に掲載します。

- 電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

運用報告書

運用報告書は作成しません。

金融商品取引所への上場

委託会社は、ファンドの受益権について金融商品取引所に上場申請を行うものとし、当該受益権は、同取引所の定める諸規則等に基づき同取引所の承認を得た場合には、同取引所に上場されるものとします。

委託会社は、ファンドの受益権が上場された場合には、上記の金融商品取引所の定める諸規則等を遵守し、同取引所が諸規則等に基づいて行う受益権に対する上場廃止または売買取引の停止その他の措置にしたがうものとします。

信託事務処理の再信託

受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

関係法人との契約の更改等に関する手続き

委託会社、受託会社および販売会社の間で締結された「現物拋出型上場投資信託にかかる受益権の募集、交換の取扱い等に関する三者協定書」は、契約期間満了の3ヵ月（または1ヵ月）前までに委託会社、受託会社または販売会社のいずれからも別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

収益分配金に対する請求権および名義登録

＜収益分配金の支払い＞

1．受託会社は、計算期間終了日現在において、受益者名簿に登録されている者（以下「名義登録受益者」といいます）を当該計算期間終了日における収益分配金受領権者とし、収益分配金を当該名義登録受益者に支払います。なお、受託会社は他の証券代行会社等、受託会社が適当と認める者と委託契約を締結し、名義登録にかかる事務を委託することができます。

上記に規定する収益分配金の支払いは、原則として、毎計算期間終了後40日以内の委託会社の指定する日に、名義登録受益者があらかじめ指定した預金口座等に当該収益分配金を振込む方式により行うものとします。なお、名義登録受益者が、このファンドの受益権が上場されている金融商品取引所の会員（口座管理機関であるものに限り、以下同じ）と別途収益分配金の取扱いにかかる契約を締結している場合は、当該契約にしたがい支払われるものとします。

○ 受託会社は、このファンドにかかる受益者名簿を作成し、受益者について、その氏名または名称、住所および個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条に規定する個人番号をいいます。以下同じ）または法人番号（同法同条に規定する法人番号をいいます。以下同じ）（個人番号または法人番号を有しない者にあつては、氏名または名称および住所とします）その他受託会社が定める事項を、受益者名簿に名義登録するものとします。

受託会社は、計算期間終了日において、社振法等関係法令、諸規則等に基づき、振替機関より通知を受けた受益権の帰属者を振替機関等の振替口座簿に記載または記録された受益権にかかる受益者として、その氏名または名称、住所および個人番号または法人番号（個人番号もしくは法人番号を有しない者または収益の分配につき租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する支払いの取扱者を通じて交付を受ける者にあつては、氏名または名称および住所とします）その他受託会社の定める事項を受益者名簿に登録するものとします。なお、受託会社は他の証券代行会社等、受託会社が適当と認める者と委託契約を締結し、受益者名簿の作成および受益者名簿への名義登録を委託することができます。

受益者は、このファンドの受益権が上場されている金融商品取引所の会員を経由して上記の受益者名簿に名義を登録することを請求することができます。この場合、当該会員は、当該会員が定める手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を徴収することができるものとします。

上記に規定する名義登録は、毎計算期間の末日の翌日から15日間停止するものとします。

また、このファンドが終了することとなる場合は、信託終了日の直前5営業日間ににおいて名義登録を停止するものとします。

2．受託会社は、収益分配金について支払開始日から5年経過した後に未払残高があるときは、当該金額を委託会社に交付するものとします。

受託会社は、委託会社に収益分配金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

＜収益分配金請求権の失効＞

受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。

信託終了時の交換請求権

＜信託終了時の交換＞

委託会社は、このファンドが終了するときは、委託会社が別に定める一定口数以上の受益権を有する受益者に対しては、信託財産に対する持分に相当する有価証券を当該受益権として振替口座簿に記載または記録されている振替受益権と引換えに交換するものとします。

上記の交換は、販売会社の営業所において行うものとします。

上記の交換にかかる受益権の評価額は信託終了日の5営業日前の基準価額とします。この場合において、受益者が交換により取得する個別銘柄の有価証券は、信託終了日の5営業日前の日における当該有価証券の評価額に基づいて計算された数とし、取引所売買単位の整数倍とします。

対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等である受益者が、上記の定めによって交換する場合には、委託会社は当該発行会社の株式の個別銘柄時価総額に相当する口数の受益権

を買取することを受託会社に指図します。この場合の個別銘柄時価総額は、信託終了日の4営業日前の寄付き以降成行きの方法またはこれに準ずるものとして合理的な売却の方法によって当該株式を売却した額（売却するために必要な経費を控除した後の金額）とします。

上記の規定により信託財産が買取った受益権については、上記の個別銘柄時価総額が確定した日から4営業日目に金銭の交付を行います。

販売会社は、上記による交換を行うときは、当該受益者から販売会社が定める手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を徴収することができるものとします。

上記の有価証券の交換は、原則として、交換のための振替受益権の抹消の申請が振替機関に受け付けられたことを受託会社が確認した日の翌営業日から起算して3営業日目から行います。

委託会社は、信託終了日の4営業日前の日以降、交換によって抹消されることとなる振替受益権と同口数の受益権（前記「2 換金（解約）手続等 <受益権の買取り>」の規定により買取りの対象となった受益権を含みます）を失効したものとして取扱うこととし、受託会社は、当該受益権にかかる振替受益権が交換有価証券の振替日に抹消済みであることを確認するものとします。

上記の規定にかかわらず、次の場合には信託終了時の受益権の価額をもとに販売会社が買取りを行うことを原則とします。

- ・受益者の有する口数から有価証券の交換に要した口数を控除した後に残余の口数を生じた場合の残余の口数の振替受益権
- ・一定口数に満たない振替受益権（取引所売買単位未満の振替受益権を含みます）

販売会社は、上記の買取りを行うときは、販売会社が定める手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を徴収することができるものとします。

信託終了にかかる金銭は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者である販売会社に支払います。なお、販売会社は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託を終了するのと引換えに、信託終了にかかる金銭に相当する受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

< 信託終了時の交換有価証券等および買取代金の請求権の失効 >

受益者が、信託終了時における交換による有価証券、信託終了にかかる金銭および買取りにかかる金銭について信託終了日から10年間その受渡しを請求しないときは、その権利を失います。

交換請求権および買取請求権

受益者には、持分に応じて交換請求または買取請求する権利があります。権利行使の方法等については、前記「2 換金（解約）手続等」の項をご参照ください。

帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する法令で定められた帳簿書類の閲覧を請求することができます。

書面決議における議決権

委託会社が、書面決議において信託契約の解約（監督官庁の命令による解約等の場合を除きます）または重大な約款の変更等を行おうとする場合において、受益者は、受益権の口数に応じて議決権を有し、これを行行使することができます。

反対者の買取請求権

前記「3 資産管理等の概要（5）その他 反対者の買取請求権」の項をご参照ください。

他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

- ・他の受益者の氏名または名称および住所
- ・他の受益者が有する受益権の内容

第3【ファンドの経理状況】

有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。なお、ファンドの会計監査は、有限責任監査法人トーマツにより行われます。

1【財務諸表】

（１）【貸借対照表】

該当事項はありません。

（ ２ ）【損益及び剰余金計算書】

該当事項はありません。

（ ３ ）【注記表】

該当事項はありません。

（ ４ ）【附属明細表】

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

該当事項はありません。

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）受益証券の名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権は、振替受益権となり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（2）受益者に対する特典

ありません。

（3）譲渡制限

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（4）受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前記の申請のある場合には、前記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

前記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（5）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（6）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、交換請求の受付け、交換有価証券の交付等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第 1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（１）資本金の額

2026年5月末現在の委託会社の資本金は、100億円です。

委託会社が発行する株式の総数は13万1,560株で、うち発行済株式総数は10万8,448株です。

最近５年間における資本金の増減はありません。

（２）委託会社等の機構

会社の意思決定機構

委託会社は最低３名で構成される取締役会により運営されます。取締役は委託会社の株主であることを要しません。取締役は株主総会の決議により選任され、その任期は就任後１年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとします。ただし、任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任者の残存期間とします。

取締役会は、取締役のなかから代表取締役を選任するとともに、取締役社長１名を選任します。また、取締役会は、取締役会長１名を選任することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集し、その議長を務めます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって決議します。

投資運用の意思決定機構

ファンドの個々の取引の運用指図は、運用基本方針、運用内規および月次運用方針に基づき、委託会社のファンドマネジャーが行います。

ファンド毎の運用基本方針、具体的な運用ルールである運用内規および月次運用方針については、運用部門中心に構成される協議機関において市場動向・ファンダメンタルズ等の投資環境分析を踏まえ協議され、運用担当部（室）の部（室）長が決定します。

ファンドマネジャーは、運用基本方針、運用内規および月次運用方針に基づき、具体的な銘柄選択を行い、組入有価証券等の売買の指図を行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

2026年5月末現在、委託会社が運用するファンドの本数および純資産総額合計額は以下の通りです（ファンド数、純資産総額合計額とも親投資信託を除きます）。

種類	ファンド数（本）	純資産総額合計額 （単位：億円）
追加型株式投資信託	401	95,986
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	139	19,530
単位型公社債投資信託	0	0
合計	540	115,516

- 純資産総額合計額の金額については、億円未満の端数を切り捨てて記載しておりますので、表中の個々の金額の合計と合計欄の金額とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

1.財務諸表の作成方法について

委託会社であるニッセイアセットマネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成しております。

財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2.監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第31期事業年度（自2025年4月1日 至 2026年3月31日）の財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年3月31日)		当事業年度 (2026年3月31日)	
資産の部				
流動資産				
現金・預金		22,854,185		28,020,875
有価証券		8,572,194		9,852,298
前払費用		658,467		652,908
未収委託者報酬		7,296,469		8,383,760
未収運用受託報酬		7,995,592		12,147,819
未収投資助言報酬		283,590		314,308
その他		44,991		54,414
流動資産合計		47,705,492		59,426,385
固定資産				
有形固定資産				
建物附属設備	1	150,025	1	369,295
車両	1	0	1	0
器具備品	1	66,448	1	111,772
有形固定資産合計		216,474		481,067
無形固定資産				
ソフトウェア		3,280,169		3,504,032
ソフトウェア仮勘定		849,779		644,444
その他		8,013		540
無形固定資産合計		4,137,963		4,149,017
投資その他の資産				
投資有価証券		45,045,217		43,104,360
関係会社株式		66,222		66,222
長期前払費用		10,950		1,259
差入保証金		355,422		540,497
繰延税金資産		1,773,861		1,802,229
その他		34,973		30,536
投資その他の資産合計		47,286,649		45,545,106
固定資産合計		51,641,087		50,175,190
資産合計		99,346,580		109,601,575

負債の部

流動負債

預り金	63,906	66,817
未払収益分配金	6,131	2,745
未払手数料	2,657,754	3,066,717
未払運用委託報酬	4,710,021	10,176,381
未払投資助言報酬	968,972	1,147,842
その他未払金	1,016,371	1,275,441
未払費用	196,870	218,644
未払法人税等	4,057,802	5,059,428
未払消費税等	701,846	1,253,474
賞与引当金	1,395,185	1,557,662
その他	24,296	36,970
流動負債合計	15,799,159	23,862,126

固定負債

長期未払金	11,975	13,619
退職給付引当金	2,576,216	2,656,245
資産除去債務	-	239,806
その他	-	22,141

固定負債合計	2,588,191	2,931,812
--------	-----------	-----------

負債合計	18,387,350	26,793,938
------	------------	------------

純資産の部

株主資本

資本金	10,000,000	10,000,000
-----	------------	------------

資本剰余金		
-------	--	--

資本準備金	8,281,840	8,281,840
-------	-----------	-----------

資本剰余金合計	8,281,840	8,281,840
---------	-----------	-----------

利益剰余金		
-------	--	--

利益準備金	139,807	139,807
-------	---------	---------

その他利益剰余金		
----------	--	--

配当準備積立金	120,000	120,000
---------	---------	---------

研究開発積立金	70,000	70,000
---------	--------	--------

別途積立金	350,000	350,000
-------	---------	---------

繰越利益剰余金	62,659,698	64,235,360
---------	------------	------------

利益剰余金合計	63,339,505	64,915,167
---------	------------	------------

株主資本合計	81,621,345	83,197,007
--------	------------	------------

評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金	400,087	191,078
--------------	---------	---------

繰延ヘッジ損益	262,029	198,291
---------	---------	---------

評価・換算差額等合計	662,116	389,369
------------	---------	---------

純資産合計	80,959,229	82,807,637
-------	------------	------------

負債・純資産合計	99,346,580	109,601,575
----------	------------	-------------

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	31,456,939	32,105,384
運用受託報酬	26,331,034	35,422,867
投資助言報酬	1,238,881	1,252,739
その他営業収益	10,956	42,217
営業収益計	59,037,813	68,823,209
営業費用		
支払手数料	11,805,264	12,408,706
広告宣伝費	80,550	85,839
公告費	625	-
調査費	16,210,069	22,394,854
支払運用委託報酬	9,615,456	15,294,098
支払投資助言報酬	3,870,774	4,308,431
委託調査費	168,932	154,417
調査費	2,554,905	2,637,907
委託計算費	301,022	301,300
営業雑経費	1,216,684	1,398,756
通信費	68,975	65,608
印刷費	163,162	160,610
協会費	37,581	36,127
その他営業雑経費	946,964	1,136,410
営業費用計	29,614,216	36,589,457
一般管理費		
役員報酬	289,676	321,290
給料・手当	5,718,948	6,026,361
賞与引当金繰入額	1,394,643	1,553,691
賞与	339,838	264,953
福利厚生費	1,179,383	1,198,393
退職給付費用	476,160	457,111
役員退職慰労引当金繰入額	1,937	-
役員退職慰労金	575	-
その他人件費	191,598	174,977
不動産賃借料	800,728	821,272
その他不動産経費	33,242	33,935
交際費	29,941	37,232
旅費交通費	173,926	243,186
固定資産減価償却費	976,601	1,220,226
租税公課	390,131	430,855
業務委託費	461,373	430,107
器具備品費	998,175	1,013,203
保険料	45,554	51,164
寄付金	10,171	1,997
諸経費	428,756	491,252
一般管理費計	13,941,364	14,771,215
営業利益	15,482,231	17,462,537

営業外収益				
受取利息		4,078	21,388	
有価証券利息		98,927	124,809	
受取配当金	1	41,227	1	55,180
その他営業外収益		38,594	26,633	
営業外収益計		182,828	228,013	
営業外費用				
為替差損		20,890	25,514	
金融派生商品費用		136,943	150,784	
控除対象外消費税		14,014	10,959	
その他営業外費用		952	1,060	
営業外費用計		172,801	188,319	
経常利益		15,492,258	17,502,230	
特別利益				
投資有価証券売却益		182,453	200,899	
投資有価証券償還益		277	25,578	
特別利益計		182,731	226,478	
特別損失				
投資有価証券売却損		187,500	68,029	
投資有価証券償還損		397,772	145,313	
固定資産売却損		211	-	
固定資産除却損	2	773	2	10,003
事故損失賠償金		-	3	46
特別損失計		586,258	223,393	
税引前当期純利益		15,088,731	17,505,315	
法人税、住民税及び事業税		4,513,024	5,459,991	
法人税等調整額		46,562	152,710	
法人税等合計		4,466,462	5,307,281	
当期純利益		10,622,269	12,198,034	

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自2024年4月1日 至2025年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金		利益剰余金						株主資本 合計
		資本準備 金	資本剰余 金合計	利益準備 金	その他利益剰余金				利益剰余金 合計	
					配当準備 積立金	研究開発 積立金	別途積立 金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	10,000,000	8,281,840	8,281,840	139,807	120,000	70,000	350,000	60,488,508	61,168,315	79,450,155
会計方針の変更による累積的影響額	-	-	-	-	-	-	-	46,146	46,146	46,146
遡及処理後当期首残高	10,000,000	8,281,840	8,281,840	139,807	120,000	70,000	350,000	60,534,655	61,214,462	79,496,302
当期変動額										
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	-	8,497,226	8,497,226	8,497,226
当期純利益	-	-	-	-	-	-	-	10,622,269	10,622,269	10,622,269
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	-	2,125,043	2,125,043	2,125,043
当期末残高	10,000,000	8,281,840	8,281,840	139,807	120,000	70,000	350,000	62,659,698	63,339,505	81,621,345

	評価・換算差額等			純資産 合計
	その他有価 証券評価差 額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	484,519	329,920	814,439	78,635,715
会計方針の変更による累積的影響額	46,146	-	46,146	-
遡及処理後当期首残高	530,666	329,920	860,586	78,635,715
当期変動額				
剰余金の配当	-	-	-	8,497,226
当期純利益	-	-	-	10,622,269
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	130,578	67,891	198,470	198,470
当期変動額合計	130,578	67,891	198,470	2,323,513
当期末残高	400,087	262,029	662,116	80,959,229

当事業年度(自2025年4月1日 至2026年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本									株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					利益剰余金合 計	
		資本準備 金	資本剰余 金合計	利益準 備金	その他利益剰余金					
					配当準備 積立金	研究開発 積立金	別途積立 金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	10,000,000	8,281,840	8,281,840	139,807	120,000	70,000	350,000	62,659,698	63,339,505	81,621,345
当期変動額										
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	-	10,622,373	10,622,373	10,622,373
当期純利益	-	-	-	-	-	-	-	12,198,034	12,198,034	12,198,034
株主資本以外 の項目の当期 変動額（純 額）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	-	1,575,661	1,575,661	1,575,661
当期末残高	10,000,000	8,281,840	8,281,840	139,807	120,000	70,000	350,000	64,235,360	64,915,167	83,197,007

	評価・換算差額等			純資産 合計
	その他有価 証券評価差 額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	400,087	262,029	662,116	80,959,229
当期変動額				
剰余金の配当	-	-	-	10,622,373
当期純利益	-	-	-	12,198,034
株主資本以外 の項目の当期 変動額（純 額）	209,008	63,738	272,746	272,746
当期変動額合計	209,008	63,738	272,746	1,848,408
当期末残高	191,078	198,291	389,369	82,807,637

注記事項

（重要な会計方針）

項目	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
1．有価証券の評価基準及び評価方法	満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）によっております。 その他有価証券 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。 関係会社株式 移動平均法に基づく原価法によっております。
2．デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は時価法によっております。
3．固定資産の減価償却の方法	有形固定資産 定率法(ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については定額法)によっております。なお、主な耐用年数は、建物附属設備3～18年、車両6年、器具備品2～20年であります。 無形固定資産 定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
4．引当金の計上基準	賞与引当金 従業員への賞与の支給に充てるため、当期末在籍者に対する支給見込額のうち当期負担額を計上しております。 退職給付引当金 従業員への退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。年俸制適用者の退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当該事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における年俸制適用者の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。 受入出向者については、退職給付負担金を出向元に支払っているため、退職給付引当金は計上しておりません。

5．収益及び費用の計上基準	当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。 投資信託委託業務 投資信託委託業務においては、投資信託契約に基づき信託財産の運用指図等を行っております。 委託者報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を各契約で定められた運用期間経過後の一時点で個別に収受しております。当該報酬は、運用期間にわたり履行義務が充足されるため、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しております。 投資運用業務 投資運用業務においては、投資一任契約に基づき、顧客資産を一任して運用指図等を行っております。 運用受託報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を各契約で定められた運用期間経過後の一時点で個別に収受しております。当該報酬は、運用期間にわたり履行義務が充足されるため、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しております。また、成功報酬は、契約上定められる超過収益の達成等により報酬額及び支払われることが確定した時点で収益として認識しております。 投資助言業務 投資助言業務においては、投資助言契約に基づき、運用に関する投資判断の助言等を行っております。 投資助言報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を各契約で定められた運用期間経過後の一時点で個別に収受しております。当該報酬は、契約期間にわたり履行義務が充足されるため、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しております。
6．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
7．ヘッジ会計の方法	ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。 ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下の通りであります。 ヘッジ手段・・・為替予約 ヘッジ対象・・・自己資金を投資している投資有価証券 ヘッジ方針 ヘッジ指定は、ヘッジ取引日、ヘッジ対象とリスクの種類、ヘッジ手段、ヘッジ割合、ヘッジを意図する期間について、原則として個々取引毎に行います。 ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジの有効性の判定については、リスク管理方針に基づき、主にヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によっております。
8．グループ通算制度の適用	当社は、日本生命保険相互会社を通算親会社とするグループ通算制度を適用しており、当制度を前提とした会計処理を行っております。

（未適用の会計基準等）

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）

1．概要

2016年1月に国際会計基準審議会（IASB）より国際財務報告基準（IFRS）第16号「リース」（以下「IFRS第16号」という。）が公表され、同年2月に米国財務会計基準審議会（FASB）よりFASB Accounting Standards Codification（FASBによる会計基準のコード化体系）のTopic 842「リース」（以下「Topic 842」という。）が公表されました。IFRS第16号及びTopic 842では、借手の会計処理に関して、主に費用配分の方法が異なるものの、原資産の引渡しによりリースの借手に支配が移転した使用权部分に係る資産（使用权資産）と当該移転に伴う負債（リース負債）を計上する使用权モデルにより、オペレーティング・リースも含むすべてのリースについて資産及び負債を計上することとされています。IFRS第16号及びTopic 842の公表により、我が国の会計基準とは、特に負債の認識において違いが生じることとなり、国際的な比較において議論となる可能性があります。

こうした状況への対応として、2024年9月13日に企業会計基準委員会により、リースに関する会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針が公表されました。

2．適用予定日

2028年3月期の期首から適用します。

3．当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準の適用指針」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

（貸借対照表関係）

1．有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
建物附属設備	363,224千円	375,299千円
車両	6,729	6,729
器具備品	472,611	453,372
計	842,565	835,400

（損益計算書関係）

1．各科目に含まれている関係会社に対するものは、以下のとおりであります。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
受取配当金	20,664千円	37,343千円

2．固定資産除却損の内訳は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
器具備品	773	2,241
ソフトウェア	-	288
電信加入権	-	71
電話加入権	-	7,402
計	773	10,003

3．事故損失賠償金は、当社の事務処理誤り等により受託資産に生じた損失を当社が賠償したものであります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自2024年4月1日 至2025年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数

	当事業年度期首 株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	108	-	-	108
合計	108	-	-	108

2. 配当に関する事項

配当金支払額

2024年6月26日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項

株式の種類	普通株式
配当金の総額	8,497,226千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	78,353円
基準日	2024年3月31日
効力発生日	2024年6月26日

当事業年度（自2025年4月1日 至2026年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数

	当事業年度期首 株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	108	-	-	108
合計	108	-	-	108

2. 配当に関する事項

配当金支払額

2025年6月27日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項

株式の種類	普通株式
配当金の総額	10,622,373千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	97,949円
基準日	2025年3月31日
効力発生日	2025年6月27日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2026年6月26日開催の定時株主総会において、以下のとおり決議することを予定しております。

株式の種類	普通株式
配当金の総額	12,198,122千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	112,479円
基準日	2026年3月31日
効力発生日	2026年6月26日

（金融商品関係）

1．金融商品の状況に関する事項

当社は、自己勘定の資金運用にあたっては、資金運用規則に沿って、慎重な資金管理、資本金の保全、投機の回避に十分に留意しております。また、資金の管理にあたっては、投資信託委託会社としての業務により当社が受け入れる投資信託財産に属する金銭等との混同を来さないよう、分離して行っております。

投資有価証券は主として地方債と自社設定投資信託であります。これらは金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。自己資金運用に係るリスク管理等については、資金運用規則のほか資金運用リスク管理規程に従い、適切なリスク管理を図っております。

上記の自社設定投資信託の一部につきましてはデリバティブを用いてヘッジを行っております。デリバティブを用いたヘッジ取引につきましては、外貨建て資産の為替変動リスクを回避する目的で為替予約を使ってヘッジ会計を適用しております。ヘッジ会計の適用にあたっては、資金運用規則のほか資金運用リスク管理規程等に基づき、ヘッジ対象のリスクの種類及び選択したヘッジ手段を明確にし、また事前の有効性の確認、事後の有効性の検証を行う等、社内体制を整備して運用しております。ヘッジの有効性判定については資金運用リスク管理規程に基づき、主にヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によっております。

2．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（注1）は次表に含まれておりません。また、短期間で決済されるため時価が簿価に近似する金融商品は、注記を省略しております。

前事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	32,793,713	32,360,235	433,478
その他有価証券	20,823,699	20,823,699	-
資産計	53,617,412	53,183,934	433,478
デリバティブ取引（ ）			
ヘッジ会計が適用されて いるもの	14,098	14,098	-
デリバティブ取引計	14,098	14,098	-

（ ）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については で示しております。

当事業年度（2026年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	33,358,659	32,810,304	548,355
その他有価証券	19,597,999	19,597,999	-
資産計	52,956,658	52,408,303	548,355
デリバティブ取引（ ）			
ヘッジ会計が適用されて いるもの	22,141	22,141	-
デリバティブ取引計	22,141	22,141	-

（ ）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については で示しております。

（注1）市場価格のない株式等

（単位：千円）

区分	前事業年度 (2025年3月31日)
関係会社株式	66,222

（単位：千円）

区分	当事業年度 (2026年3月31日)
関係会社株式	66,222

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融商品

前事業年度（2025年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券	-	20,823,699	-	20,823,699
デリバティブ取引（ ） 為替予約	-	14,098	-	14,098
合計	-	20,837,797	-	20,837,797

（ ）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については で示しております。

当事業年度（2026年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券	64,980	19,533,019	-	19,597,999
デリバティブ取引（ ） 為替予約	-	22,141	-	22,141
合計	64,980	19,510,878	-	19,575,878

（ ）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については で示しております。

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融商品

前事業年度（2025年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 満期保有目的の債券 国債・地方債等	-	32,360,235	-	32,360,235
合計	-	32,360,235	-	32,360,235

当事業年度（2026年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 満期保有目的の債券 国債・地方債等	-	32,810,304	-	32,810,304
合計	-	32,810,304	-	32,810,304

（注）時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場投資信託、地方債は相場価格を用いて評価しております。上場投資信託は、市場での取引頻度が高く、活発な市場における相場価格と認められるため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方、地方債は相場価格を用いて評価しております。当社が保有している地方債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格と認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

4．金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(2025年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	22,854,185	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	8,570,000	24,280,000	-	-
その他有価証券のうち満期があるもの				
国債・地方債等	-	-	-	-
その他（注）	2,735,734	16,137,863	1,020,217	-
合計	34,159,920	40,417,863	1,020,217	-

（注）投資信託受益証券であります。

当事業年度(2026年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	28,020,875	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	9,860,000	23,120,000	650,000	-
その他有価証券のうち満期があるもの				
国債・地方債等	-	-	-	-
その他（注）	5,814,354	12,837,842	255,752	619,184
合計	43,695,230	35,957,842	905,752	619,184

（注）投資信託受益証券であります。

（有価証券関係）

１．満期保有目的の債券

前事業年度（2025年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
時価が貸借対照 表計上額を超えるもの	(1)国債・地方債等	497,111	498,590	1,478
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	497,111	498,590	1,478
時価が貸借対照 表計上額を超え ないもの	(1)国債・地方債等	32,296,601	31,861,645	434,956
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	32,296,601	31,861,645	434,956
合計		32,793,713	32,360,235	433,478

当事業年度（2026年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
時価が貸借対照 表計上額を超えるもの	(1)国債・地方債等	-	-	-
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	-	-	-
時価が貸借対照 表計上額を超え ないもの	(1)国債・地方債等	33,358,659	32,810,304	548,355
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	33,358,659	32,810,304	548,355
合計		33,358,659	32,810,304	548,355

２．その他有価証券

前事業年度（2025年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価または 償却原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上 額が取得原価ま たは償却原価を 超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他（注１）	6,931,654	6,338,965	592,688
	小計	6,931,654	6,338,965	592,688
貸借対照表計上 額が取得原価ま たは償却原価を 超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他（注１）	13,892,045	15,089,000	1,196,954
	小計	13,892,045	15,089,000	1,196,954
合計		20,823,699	21,427,965	604,265

（注１）投資信託受益証券等であります。

（注２）関係会社株式66,222千円は、市場価格がないことから、上表には記載しておりません。

当事業年度（2026年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価または 償却原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上 額が取得原価ま たは償却原価を 超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他（注１）	8,399,152	7,576,965	822,187
	小計	8,399,152	7,576,965	822,187
貸借対照表計上 額が取得原価ま たは償却原価を 超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他（注１）	11,198,847	12,308,000	1,109,153
	小計	11,198,847	12,308,000	1,109,153
合計		19,597,999	19,884,965	286,965

（注１）投資信託受益証券等であります。

（注２）関係会社株式66,222千円は、市場価格がないことから、上表には記載しておりません。

３．売却したその他有価証券

前事業年度（自2024年4月1日 至2025年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計（千円）	売却損の合計（千円）
(1)株式	-	-	-
(2)債券	3,365,754	-	93,425
(3)その他	5,959,412	182,453	94,075
合計	9,325,167	182,453	187,500

当事業年度（自2025年4月1日 至2026年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計（千円）	売却損の合計（千円）
(1)株式	-	-	-
(2)債券	-	-	-
(3)その他	2,288,869	200,899	68,029
合計	2,288,869	200,899	68,029

（デリバティブ取引関係）

１．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前事業年度（2025年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（2026年3月31日）

該当事項はありません。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

（１）通貨関連

前事業年度（2025年3月31日）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち1年超 (千円)	時価 (千円)
原則的 処理方法	為替予約取引 米ドル売建	投資 有価証券	668,354	-	14,098
合計			668,354	-	14,098

（注１） 時価の算定方法 先物為替相場に基づき算定しております。

（注２） デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については で示しております。

当事業年度（2026年3月31日）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち1年超 (千円)	時価 (千円)
原則的 処理方法	為替予約取引 米ドル売建	投資 有価証券	471,646	-	22,141
合計			471,646	-	22,141

（注１） 時価の算定方法 先物為替相場に基づき算定しております。

（注２） デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については で示しております。

（退職給付関係）

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度である退職一時金制度と確定拠出型年金制度を採用しております。退職一時金制度については、年俸制適用者を制度の対象としております。受入出向者については、退職給付負担金を支払っており、損益計算書上の退職給付費用には当該金額が含まれております。

2．確定給付制度

（１）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表（簡便法を適用した制度を除く）

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
退職給付債務の期首残高	2,284,401 千円	2,298,329 千円
勤務費用	311,827	309,291
利息費用	19,553	34,628
数理計算上の差異の発生額	67,081	134,771
退職給付の支払額	251,223	206,370
簡便法から原則法への変更に伴う振替額	-	129,905
その他	851	-
退職給付債務の期末残高	2,298,329	2,431,013

（２）簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
退職給付引当金の期首残高	160,035千円	183,469千円
退職給付費用	17,740	26,564
退職給付の支払額	805	30,860
簡便法から原則法への変更に伴う振替額	-	167,172
その他	6,498	-
退職給付引当金の期末残高	183,469	12,000

(3) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	2,481,798千円	2,443,012千円
未認識数理計算上の差異	94,417	213,232
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,576,216	2,656,245
退職給付引当金	2,576,216	2,656,245
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,576,216	2,656,245

(4) 退職給付費用

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
簡便法で計算した退職給付費用	17,740千円	26,564千円
勤務費用	311,827	309,291
利息費用	19,553	34,628
数理計算上の差異の当期費用処理額	2,539	15,956
簡便法から原則法への変更に伴う費用処理額	-	37,267
確定給付制度に係る退職給付費用	346,581	317,260

(5) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
割引率	1.55 %	2.35 %

3 . 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度において84,597千円、当事業年度において86,974千円であり、退職給付費用に計上しております。

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	427,205 千円	490,975 千円
未払事業税	138,469	188,429
退職給付引当金	810,802	837,248
税務上の繰延資産償却超過額	1,670	573
投資有価証券評価差額	414,969	380,173
減価償却超過額	1,121	1,109
資産除去債務	26,147	104,281
その他	153,734	140,267
小計	1,974,120	2,143,058
評価性引当額	7,558	1,106
繰延税金資産合計	1,966,562	2,141,952
繰延税金負債		
特別分配金否認	21,837	26,040
投資有価証券評価差額	170,863	238,095
資産除去債務に対応する除去費用	-	75,586
繰延税金負債合計	192,701	339,723
繰延税金資産（は負債）の純額	1,773,861	1,802,229

- ２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

- ３．法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、日本生命保険相互会社を通算親会社として、グループ通算制度を適用しております。

これにより、法人税および地方法人税の会計処理またはこれらに関する税効果会計の会計処理は、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従っております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度（自2024年4月1日 至2025年3月31日）

１．サービスごとの情報

当社のサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

（１）営業収益

当社は、本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

３．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称または氏名	営業収益
日本生命保険相互会社	6,804,755

当事業年度（自2025年4月1日 至2026年3月31日）

１．サービスごとの情報

当社のサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

（１）営業収益

当社は、本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

３．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称または氏名	営業収益
日本生命保険相互会社	7,527,222

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

（収益認識関係）

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりであります。

（単位：千円）

区分	前事業年度 （自 2024年4月1日 至2025年3月31日）	当事業年度 （自 2025年4月1日 至2026年3月31日）
営業収益		
投資信託委託業務	31,456,939	32,105,384
投資運用業務（注）	26,331,034	35,422,867
投資助言業務	1,238,881	1,252,739
その他営業収益	10,956	42,217
計	59,037,813	68,823,209

（注）成功報酬は、損益計算書において運用受託報酬に含めて表示しております。

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

（重要な会計方針）の「５．収益及び費用の計上基準」に記載の通りでございます。

（ 関連当事者との取引 ）

１．関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等
前事業年度（自2024年4月1日 至2025年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	日本生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区	50,000	生命保険業	(被所有) 直接 100.00%	兼任有 出向有 転籍有	営業取引	運用受託報酬の受取	6,751,148	未収運用受託報酬	1,728,378
								投資助言報酬の受取	117,115	未収投資助言報酬	10,644
								グループ通算に伴う支払	117,888	その他未払金	117,888

当事業年度（自2025年4月1日 至2026年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	日本生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区	50,000	生命保険業	(被所有) 直接 100.00%	兼任有 出向有 転籍有	営業取引	運用受託報酬の受取	7,411,895	未収運用受託報酬	2,010,021
								投資助言報酬の受取	115,327	未収投資助言報酬	10,324
								グループ通算に伴う支払	125,161	その他未払金	125,161

- （ 注 ） １．上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
- ２．取引条件及び取引条件の決定方針等
取引条件は第三者との取引価格を参考に、協議の上決定しております。

２．親会社に関する注記

親会社情報
日本生命保険相互会社（非上場）

（１株当たり情報）

	前事業年度 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）	当事業年度 （自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）
１株当たり純資産額	746,525円79銭	763,569円98銭
１株当たり当期純利益金額	97,948円4銭	112,478円19銭

（注）１．潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

２．１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）	当事業年度 （自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）
当期純利益	10,622,269千円	12,198,034千円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式に係る当期純利益	10,622,269千円	12,198,034千円
期中平均株式数	108千株	108千株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

定款の変更等

該当事項はありません。

訴訟その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第 2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

（ 1 ）受託会社

a . 名称

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

b . 資本金の額

2026年3月末現在、324,279百万円

c . 事業の内容

銀行法に基づき監督官庁の免許を受けて銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき監督官庁の認可を受けて信託業務を営んでいます。

（参考）再信託受託会社の概況

a . 名称

日本マスタートラスト信託銀行株式会社

b . 資本金の額

2026年3月末現在、10,000百万円

c . 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

（ 2 ）販売会社

（資本金の額：2026年3月末現在）

a . 名称	b . 資本金の額 (単位：百万円)	c . 事業の内容
B N P パリバ証券株式会社	102,025	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
B o f A証券株式会社	83,140 ¹	
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500	

1 資本金の額は、2025年12月末現在です。

2 【関係業務の概要】

（ 1 ）受託会社

信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

（ 2 ）販売会社

ファンドの募集の取扱いおよび販売を行い、交換に関する事務等を行います。

3 【資本関係】

該当事項はありません。

第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙に図案や委託会社の名称およびロゴマーク、イラストを使用すること、またファンドの基本的性格および形態の一部、キャッチコピー、当該届出書に係る目論見書の使用開始日を記載することがあります。
- (2) 届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、その内容を説明した図表等を付加して目論見書のその内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (3) 投資者へ投資信託の仕組み等を説明するため、また届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について投資者の関係法人への照会方法を明確にするため、交付目論見書に以下の内容を記載することがあります。
- ・ ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律に基づいて組成された金融商品であり、同法では商品内容の重大な変更の際には、事前に受益者（既にファンドをお持ちの投資者）の意向を確認する手続きが規定されています。
 - ・ ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産との分別管理等が義務付けられています。
 - ・ 基準価額については、委託会社のコールセンター・ホームページにてご確認いただけます。
なお、委託会社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）への照会先は下記の通りです。
コールセンター 0120-762-506
(9:00～17:00 土日祝日・年末年始を除く)
ホームページ <https://www.nam.co.jp/>
- (4) 目論見書に以下の内容を記載することがあります。
投資信託説明書（請求目論見書）は、販売会社にご請求いただければ、当該販売会社を通じて交付いたします。
- (5) 目論見書に約款を掲載し、届出書本文「第二部 ファンド情報 第1ファンドの状況 2 投資方針」の詳細な内容については、当該約款を参照する旨を記載することで、目論見書の内容の記載とすることがあります。
- (6) 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。
- (7) 当ファンドは、「TOPIX（東証株価指数）（配当込み）」の動きに連動する投資成果をめざし、「完全法」による運用を行います。
委託会社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）は、当該完全法を行うにあたり、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第59条第1項第14号の規定に関し、次に記載の売買等を行う計画を有しています。

1.対象ファンド

ニッセイETF TOPIX（年4回決算型）

2.売買等の計画

TOPIX（東証株価指数）（配当込み）をベンチマークとする完全法…※による運用を行う。

※ 売買単位の関係で、ファンドの純資産規模によっては全銘柄組み入れが出来ない場合がある。

(1)売買等の別及び期日

①現物株式組入比率の調整の場合

- ✓ ファンドにおいて、現物株式の組入比率が閾値を超過した場合に、組入比率が基準値となるように目標追加売買金額を決定する。

・現物株式の組入比率

$$\frac{(\text{前営業日の現物時価総額} + \text{前営業日の未収配当} + \text{前営業日申込設定現物バスケット時価総額} - \text{前営業日申込交換現物バスケット時価総額})}{(\text{前営業日の純資産総額} - \text{分配金支払見込額} \cdots \text{※} + (\text{前営業日申込設定口数} - \text{前営業日申込交換口数}) \times \text{前営業日基準価額} \div \text{基準価額倍率})} \times 100$$

※ 決算日が国内営業日の場合、期日=決算日、の場合にのみ考慮

決算日が国内休日の場合、期日=決算日の前営業日、の場合にのみ考慮

・ファンドの閾値：97～99%、基準値：98.0%

✓ 売買の別

- ・目標のベンチマーク構成比に合わせる売買を行う。（算出方法は（2）①を参照）

✓ 期日

- ・閾値超過を確認した日の翌営業日に執行する。何らかの事情により約定が未執行となった場合は、翌営業日以降、取引が行えるまで継続する。

②ベンチマーク構成銘柄の異動の場合

✓ 売買の別

- ・ベンチマーク変更後の構成比に合わせる売買を行う。（算出方法は（2）②を参照）
- ・ただし、異動となる銘柄の全てで期日が売買不可日となる場合、もしくは異動となる銘柄が除外銘柄のみかつ後述③に該当しない場合は、当該

売買は行わない。

✓ 期日

- ・ベンチマーク構成銘柄の異動日の前営業日に執行する。但し、異動の発表が異動前営業日の売買立会時間終了後の場合は、異動日に執行する。
- ・何らかの事情により約定が未執行となった場合は、翌営業日以降、取引が行えるまで継続する。

③現物株式ポートフォリオの調整の場合

- ✓ 推定トラッキングエラーが閾値を超過した場合に売買を行う。閾値は前営業日の純資産残高に応じて以下の通りとする。

前営業日純資産残高	閾値
15 億円未満	70.0bp
15 億円以上 20 億円未満	50.0bp
20 億円以上 50 億円未満	20.0bp
50 億円以上 100 億円未満	8.0bp
100 億円以上 200 億円未満	5.0bp
200 億円以上 500 億円未満	2.0bp
500 億円以上	1.0bp

✓ 売買の別

- ・目標のベンチマーク構成比に合わせる売買を行う。（算出方法は（2）③を参照）

✓ 期日

- ・閾値超過を確認した日の翌営業日に執行する。何らかの事情により約定が未執行となった場合は、翌営業日以降、取引が行えるまで継続する。

④ベンチマーク構成銘柄からの除外のみの場合

- ✓ ②③の場合には該当しないが、ベンチマーク構成銘柄の異動日で構成銘柄から除外される銘柄がある場合、当該銘柄の全部売却を行う。

✓ 売買の別

- ・ベンチマーク構成銘柄から除外となる銘柄の全部売却を行う。（算出方法は（2）④を参照）
- ・ただし、異動となる銘柄が合併における被合併会社および株式交換における交換会社であり、かつ合併会社および存続会社がベンチマーク構成銘柄の場合には、当該銘柄の売却は行わない。また、除外となる銘柄で期日が売買不可日となる場合は、当該銘柄の売却は行わない。

✓ 期日

- ・ベンチマーク構成銘柄の異動日の前営業日に執行する。但し、異動の発表が異動前営業日の売買立会時間終了後の場合は、異動日に執行する。
- ・何らかの事情により約定が未執行となった場合は、翌営業日以降、取引が行えるまで継続する。

⑤赤残銘柄あり（券面不足）の場合

- ✓ 当日＋2営業日の日に赤残銘柄ありとなる場合は、赤残銘柄の回避に必要な売買を行う。

✓ 売買の別

- ・目標のベンチマーク構成比に合わせる売買を行う。（算出方法は（2）⑤を参照）

✓ 期日

- ・赤残銘柄ありを確認した日の翌営業日に執行する。何らかの事情により約定が未執行となった場合は、翌営業日以降、取引が行えるまで継続する。

⑥ファンドが赤残（資金不足）の場合

- ✓ ①、②、③、④、⑤の場合には該当しないが、当日＋3営業日までの間にキャッシュ残高の赤残（資金不足）が見込まれる場合は、赤残が見込まれる日のキャッシュ比率が基準値となるように目標売却金額を決定する。

・ キャッシュ比率

$$\frac{(\text{赤残が見込まれる日のキャッシュ残高}) \div (\text{前営業日の純資産総額} - \text{分配金支払見込額} + (\text{前営業日申込設定口数} - \text{前営業日申込交換口数}) \times \text{前営業日基準価額} \div \text{基準価額倍率}) \times 100}{}$$

- ・ 基準値：2.0%

✓ 売買の別

- ・目標のベンチマーク構成比に合わせる売買を行う。（算出方法は（2）⑥を参照）

✓ 期日

- ・当日に執行する。何らかの事情により約定が未執行となった場合は、翌営業日以降、取引が行えるまで継続する。

(2) 売買等の期日における売買等の銘柄、総額又は数

① 現物株式組入比率の調整の場合

- ✓ T O P I X（東証株価指数）採用銘柄全てについて、各銘柄の株価（期日の前営業日の大引値）、指数用株式数（期日の翌営業日）を掛け合わせて、各銘柄の構成ウェイトを計算する。
- ✓ 期日の前営業日の現物時価総額に、期日の前営業日申込設定・交換現物バスケット時価総額を加減し、目標追加売買金額（算出方法は（1）①を参照）を加減した金額に、上記各銘柄の構成ウェイトを掛けることで、銘柄毎の目標の保有金額・保有株数を算出する。
- ✓ 上記銘柄毎の目標の保有株数に対し、実際ファンドで保有する株数との過不足株数を計算し、過不足分のある銘柄について売買を行う。ただし、期日が売買不可日となる銘柄の売買株数は0とする。

② ベンチマーク構成銘柄の異動、③ 現物株式ポートフォリオの調整、の場合

- ✓ 目標追加売買金額を0として、①と同様の方法で各銘柄の売買株数を算出する。ただし、期日が売買不可日となる銘柄の売買株数は0とする。
- ✓ 当該売買反映後の現物株式の組入比率を計算した結果、組入比率が閾値を超過する場合は、①の方法で算出する。

④ ベンチマーク構成銘柄からの除外のみの場合

- ✓ ベンチマーク構成銘柄から除外となる銘柄について、実際ファンドで保有する株数の全部売却を行う。

⑤ 赤残銘柄あり（券面不足）の場合

- ✓ T O P I X（東証株価指数）採用銘柄全てについて、各銘柄の株価（期日の前営業日の大引値）、指数用株式数（期日の当日）を掛け合わせて、各銘柄の構成ウェイトを計算する。
- ✓ 期日の前営業日の現物時価総額に、期日の前営業日申込設定・交換現物バスケット時価総額を加減し、目標追加売買金額を0として、上記各銘柄の構成ウェイトを掛けることで、銘柄毎の目標の保有金額・保有株数を算出する。
- ✓ 上記銘柄毎の目標の保有株数に対し、実際ファンドで保有する株数との過不足株数を計算し、過不足分のある銘柄について売買を行う。ただし、期日が売買不可日となる銘柄の売買株数は0とする。

⑥ ファンドが赤残（資金不足）の場合

- ✓ 現物時価総額に目標売却金額（算出方法は（1）⑥を参照）を減じた金額に、T O P I X（東証株価指数）指数に採用されている各銘柄の構成ウェイトを掛けることで、銘柄毎の目標の保有金額・保有株数を算出する。
- ✓ 上記銘柄毎の目標の保有株数に対し、実際ファンドで保有する株数との過不

足株数を計算し、過不足分のある銘柄について売買を行う。ただし、期日が
売買不可日となる銘柄の売買株数は0とする。

<策定日>

2026年9月7日

独立監査人の監査報告書

2026年5月29日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役 会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山口 圭 介

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 健 嗣

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているニッセイアセットマネジメント株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第31期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッセイアセットマネジメント株式会社の2026年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1．上記の監査報告書の原本は当社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が別途保管しております。

2．XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。